

契約破棄及び契約締結差止仮処分命令申立書

令和5年9月11日

宮崎地方裁判所延岡支部 御中

債権者 黒木 紹光

当事者

〒883-0004 宮崎県日向市浜町3丁目29番地

債権者 日向市民 黒木 紹光

(送達場所) 〒883-0004 宮崎県日向市浜町3丁目29番地

債権者 黒木 紹光

電話0982(95)0002

〒880-8555 宮崎県日向市本町10番5号

債務者 日向市長 十屋 幸平

第1 仮処分により保全すべき権利

地方自治法第10条2項「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」に定められている地方公共団体の役務の提供すなわち公共サービスを受ける権利。

ここで、「公共サービス」とは、公共サービス基本法第2条「この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であつて、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。」また、1号「国又は地方公共団体の事務又は事業であつて、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供」、2号「前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為」である。

さらに、公共サービス基本法第3条（基本理念）3号「公共サービスについて

国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。」及び同4号「公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること。」と定められている。

したがって、日向市民は、日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすために、日向市から公共の利益の増進に資する行為（適切な公共サービス）を受ける権利、そして公共サービスを選択する機会を確保する権利及び公共サービスの実施について意見を反映する権利を有しており、それらの保全を求める。

## 第2 申立ての趣旨

債務者は、令和5年8月28日、日向市民の了承がないままに、勝手に大王谷プール解体工事請負契約を締結した（「工事請負契約書（甲1）」）。債務者の本行為は、日向市民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるための公共サービスを受ける権利、そして公共サービスを選択する機会及び公共サービスの実施について意見を反映する権利の侵害であり違法なので、契約は無効であり、破棄されるべきである。

また、債務者は、債権者が、令和5年9月4日、日向市総合体育館建設計画の推進を直ちに一時停止し、令和6年3月日向市長選挙で日向市民にその是非を問い、日向市民の総意を確認することを求め、合わせてその回答を求めた（「日向市総合体育館建設計画一時停止を求める上申書第2（甲2）」）にもかかわらず、債権者が指定した9月8日までに何らの回答もしなかった。

したがって、債務者は直ちに大王谷プール解体工事請負契約を破棄し、日向市総合体育館設計施工契約締結の推進を一時停止せよ、との裁判を求める。

### 第3 申立ての理由

#### 1 債務者による違法な大王谷プール解体工事請負契約締結

(1) 大王谷プールは、日向市において唯一の市営プールであり、小中学校が夏休み期間である7月下旬から8月下旬までの38日間しか営業しないにもかかわらず、毎年約6000名（「大王谷運動公園水泳場使用者数（甲3）」平成30年6101名、令和元年5869名、令和5年5823名 \*コロナの影響で営業日数が少なかった令和2～4年は除いた。）の利用者があって、多くの日向市の子供たちの貴重な楽しみとなってきた。

この人気の理由は、大王谷運動公園という日常の喧騒を忘れられる静かで緑に囲まれた環境の中に、乳幼児から大人まで低料金（乳幼児110円、児童生徒220円、一般330円）で半日楽しく過ごせる充実した施設だからである。「大王谷プール写真（甲4）」の通り、子供たちに大人気の流れるプール、乳幼児を安心して水遊びさせられる乳幼児プール、競技として水泳をするための25mプールという3タイプのプールが、周囲に休むスペースを確保しながら適度に配置されている。

このすばらしい環境の中のこの施設が多くの子供、とりわけ子供達に愛され、公共施設として価値が高いことは、利用者数、写真（甲4）、インスタグラムに掲載された寄せ書き色紙（「インスタグラム色紙（甲5）」）に書かれた子供たちの声などから十分過ぎるくらい理解できる。

(2) したがって、大王谷プール利用によって得られる付加価値は、日向市民が有する公共サービスを受ける権利のひとつであるから、これを債務者が侵害することは許されない。

にもかかわらず債務者は、令和5年8月28日、勝手に大王谷プール解体工事請負契約を締結した。債務者の本行為は、明らかに第1記載の地方自治法及び公共サービス基本法違反であるから、無効であり、契約破棄を求める。

## 2 日向市総合体育館設計施工契約締結の違法性及び公共の福祉の観点からの考察

(1) 仮に、来る9月15日に予定されている令和5年第4回日向市議会第70号議案(「工事請負契約の締結について(甲6)」)が賛成多数で可決され、債務者が日向市総合体育館設計施工契約を締結した場合、本契約締結行為は違法である。

なぜなら、日向市総合体育館は、前項で示した大王谷プール解体後の跡地に建設するからである。つまり、日向市総合体育館設計施工契約は前項で示した違法な大王谷プール解体工事請負契約を前提としたものであるから、すなわち、大王谷プールが解体されなければ、日向市総合体育館は物理的に施工が不可能であるので、違法契約及びその履行を前提とした日向市総合体育館設計施工契約は違法である。

(2) 刑法第256条(盗品譲受等)の第2項「前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分にあつせんをした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。」の通り、盗品であることを知りながらそれを有償で譲り受け、転売すれば違法である。

同様に、大王谷プール解体工事請負契約締結行為及びその履行が違法であることを知りながら、日向市総合体育館設計施工契約を締結する行為は違法である。

(3) 一方、前項の通り、大王谷プールは、多くの市民に愛され親しまれている日向市民の重要な公共施設である。また、日向市総合体育館設計施工契約は、36億8852万円という巨額の契約である。

さて、ここで今現在日向市が置かれている特有の状況を考慮しなければならない。なぜなら、日向市は、令和6年3月17日、日向市長選挙が予定されている。前回の市長選は令和2年3月に行われたが、その時、日向市総合体育館は選挙の争点ではなかった。この時点で、市民の多くは、4年以内に大王谷プールが解体され、総合体育館建設計画が事実上決まるとは知らなかった。

したがって、債務者が推進してきた現総合体育館建設計画は、市民の信任を受けたものではない。信任を受けるどころか、大半の市民は大王谷プール解体とこの世紀の無駄遣いに反対している。

このような状況下で、仮に、大王谷プールが解体され、日向市総合体育館設計施工契約が締結されたら、日向市民は、貴重な公共施設を失った上多大な経済的損失を被る、少なくとも、その可能性が極めて高い。

なぜなら、現総合体育館建設計画を推進する債務者が、令和6年3月の市長選挙で反対する候補者に負けた場合、反対の信任を受けた新市長によって日向市総合体育館設計施工契約は契約解除されるからである。そうなれば、日向市民は、大王谷プールという貴重な公共施設を失った上、契約解除に伴う多額の賠償金の支払い義務を負う。

多大な経済的損失の見込み額は、業者選定委託業務費5000万円+大王谷プール解体工事費5617万円+設計施工契約解除に伴う賠償金7億3770万円（契約金36億8852万円の20%）=8億4387万円となり、さらに、失われた大王谷プール再建費用数億円が加算される。

（4）この場合、日向市は、全部で4通りの選択肢が可能としてあり得る。A 現行計画通り大王谷プールを解体して設計施工契約を締結し、債務者が市長選挙に負けて8億4387万円の賠償金を支払う。B 現行計画通り大王谷プール解体して設計施工契約を締結し、債務者が市長選挙に勝って計画を続行する。C 大王谷プール解体工事を契約解除して設計施工契約を締結せずに、債務者が市長選挙に負けて最小限の損失額、業者選定委託業務費5000万円+大王谷プール解体工事契約解除に伴う賠償金？円を支払う。D 大王谷プール解体工事を契約解除して設計施工契約を締結せずに、債務者が市長選挙に勝って計画を再検討する。

（5）では、A、B、C、Dの4通りの選択肢から、どれを選ぶべきか？結論で言うと、CまたはDである。なぜなら、ここで優先すべきは、Aの回避だからである。したがって、Aの可能性を内包するBという選択肢は、事実上選択肢とならない。

この選択においては、公共の福祉（公益）の観点から判断すべきであろう。つまり、A及びAの可能性を内包するBという選択肢は、公共の福祉の観点から選択肢となり得ない。一方、CまたはDは、いずれも日向市民の信任を得た上での選択な

ので、実損害額の最小化と合わせて、日向市民の公共サービスを受け及び選択する権利が守られ、公共の福祉の観点から合理的である。

(6) またこの選択は、比較衡量論という違憲審査の基準に照らしても合理的である。この基準は、すべての人権について、「それを制限することによってもたらされる利益とそれを制限しない場合に維持される利益とを比較して、前者の価値が高いと判断される場合には、それによって人権を制限することができる」というもので、個々の事件における具体的状況を踏まえて対立する利益を衡量しながら妥当な結論を導き出そうとする方法であるから、本件のようなトレードオフ（二律背反）である選択を迫られた案件においては、的確な解決策となる。」

### 3 保全の必要性

(1) 誤ってはならないのは、今侵害されかつ危機に晒されているのは、日向市民の利益と言うより権利である。限られた選択肢の中で、日向市民は、公共の福祉を最大化する公共サービスを受ける権利を有している。

ところが、実際には、債務者は、日向市民の了承を得ずに大王谷プール解体工事請負契約を締結した。そして、日向市民には、債務者のこの不当な独善的行為を甘受しなければならない合理的理由は存在しない。なぜなら、行政府としての債務者の大王谷プール解体工事請負契約締結行為は、日向市民の公共の福祉を最大化する公共サービスを受け及び選択する権利を侵害することに立脚しているからである。

したがって、日向市民の公共の福祉の増進を求める観点から、大王谷プール解体工事請負契約を破棄し、日向市総合体育館設計施工契約締結を差止めすることは、日向市民の公共の福祉を増進する公共サービスを受け及び選択する権利を確保することに他ならない。

(2) しかも、本申立は、現時点で日向市総合体育館建設計画の是非を問うものではなく、日向市民の総意（民意）を確認するために、令和6年3月の市長選挙まで約6か月間計画推進を一時停止することを求めるものである。

日向市民の総意（民意）を確認せずして計画を推進することには、何らの正当性もなく、地方自治の本質を蔑ろにする暴挙である。6か月間待つて民意を問うべきか、待たずに民意を無視して計画を推進すべきか、改めて言うまでもない。

#### 4 参考例：宮崎県川南町の場合

川南町においては、人口減少の影響から、二つの中学校を統合する計画が進められていた。町民の意見が分かれる中、前日高町長は、令和5年4月23日実施の町長選挙を待たずに、わずか40日前の令和5年3月13日、株式会社教育施設研究所と新中学校建設基本・実施設計業務委託契約2億5300万円を締結した。

令和5年4月23日、町長選挙が行われた結果、争点である「新中学校校舎の新設」に反対した現東町長が当選した。現東町長は、選挙公約通り、新中学校建設基本・実施設計業務委託契約を解除し、賠償金4291万円（契約金額の17%）を支払う決定をした。

もし、前日高町長が、町長選挙わずか40日前の新中学校建設基本・実施設計業務委託契約を締結していなかったら、賠償金4291万円の支払い義務は生じていなかった。前日高町長の無謀かつ傲慢な計画推進が、結果的に多大な損害を町民に与えた。債務者は、この事実を重く受け止めるべきである。

#### 5 日向市民の意見

債権者は、これまでに100名を超える市民に意見を聞いてきたが、皆本件体育館建設には反対だった。賛成者は一人もいなかった。市民の大半が反対しているという事実は間違いない。統計的なデータはないが、それは多くの市民の声から明らかである。

したがって、債務者が、それでも、もしくは市民の声を無視して本件体育館建設計画を進めようとしていることに、強烈な違和感があるし、何か裏事情があるのではないかと疑わざるを得ない。また、多くの市民がそのような疑いを持っている。

そんな中での債務者の令和5年8月28日大王谷プール解体工事請負契約（甲1）締結は、市民の不信感を増幅させた。債務者は、一度立ち止まって市民に説明責任を果たした上で、令和6年3月の市長選挙で、正々堂々と市民に本件建設計画の是非を問うべきである。

#### 疎明方法

甲第1号証	「工事請負契約書」
甲第2号証	「日向市総合体育館建設計画一時停止を求める上申書第2」
甲第3号証	「大王谷運動公園水泳場使用者数」
甲第4号証	「大王谷プール写真」
甲第5号証	「インスタグラム色紙」
甲第6号証	「工事請負契約の締結について」
甲第7号証	「プロポーザル審査結果の公表について」
甲第8号証	「川南町長選挙争点」記事
甲第9号証	「川南町業者に解約金4291万円」記事
甲第10号証	日向市民意見書3名分

#### 添付書類（副本）

「契約破棄及び契約締結行為差止仮処分命令申立書」	1通
甲第1～10号証	各1通

以上